

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク
第8期（平成25年度）第4回定例理事会議事録

- 1 日時：平成25年12月21日（土）19：35～20：30
- 2 場所：筑紫東小学童保育所
- 3 出席者理事 16名
欠席者理事 3名（仲佐裕理事 井上香織理事 岩下聖子理事）

議事

1. 基本理念唱和

2. 理事長挨拶

3. 協議事項

各委員会の方向性について（次年度へ向けての課題検討）

4. 報告事項

- ①平成26年2月1日（土）正規指導員任用・非正規指導員採用指導員試験実施予定 … 資料番号3
- ②次年度の保護者会役員選考について（理事の選出および職責についての再確認） … 資料番号2
- ③その他

- ・各学童からの理事会諮問事項等については、理事会の円滑な運営のために、理事会開催月の前月末までに書面にて事務局に送付すること。
- ・関係規程等の取り扱いについて、定款は一定の整理がしたが、細則等で訂正等が必要な規定があるため、上位法と異なる内容の規定については執行部で整理して手順を踏んで改正予定である。
- ・休所・退所の締め切り日について、退所月前月の20日まで（会計実務マニュアル）となっているため、保護者会および指導員は取り扱いを遵守し、対象者に説明すること。
- ・指導員の超過勤務命令については保育料から賄う人件費を鑑みて必要最小限とし、保護者会や役員会等への出席対象指導員等を内容により考慮すること。サービス残業等、労基法違反となる状況は避けること。

基本理念唱和

開会に先立ち、理事一同による基本理念の唱和が行われた。

理事長挨拶

（横田理事長）より、『年が明ければ、来年度の役員選考の次期になる。については後ほど改めて役員選考に係る留意事項の説明と円滑な選考について協力をお願いします。また、来年度4月に向けての指導員異動について、既に指導員から意向調書が提出され、会長においても何かしらの方法で意向を聞く予定にしている。意見があったら積極的に出して頂きたい。本日、規程間矛盾解消に向けての方針や、指導員超過勤務命令についての説明等があるので、漏れがないよう周知方よろしくをお願いします。』旨の挨拶がされた。

議事に先立ち、定款第38条の規定により理事長が福田専務理事を議長指名し、福田専務理事が受諾した。

議長より発言する際の注意事項と本理事会は理事 20 名中、出席理事 16 名で定足数を満たしており、定款第 39 条の規定により有効に成立する旨の報告がされた。

議題 1 協議事項

各委員会の方向性について（次年度へ向けての課題検討）

（議長）より、委員会協議報告書の記載テーマについて各委員会で協議を行い報告書の提出をするよう、また時間内に協議がまとまらない委員会については来年 1 月末までに、報告書の提出をするよう説明があった。各委員会に分かれ、協議を行った。19：37～20：10

4. 連絡・報告事項

（福田専務理事）より資料番号 1 をもとに平成 26 年 2 月 1 日（土）に平成 26 年度正規指導員任用・非正規指導員採用試験を実施する旨の報告がなされた。

次に（横田理事長）より資料番号 2 をもとに、次年度に係る保護者会役員選考、理事の選出・職責について説明がなされた。要旨は次の通り。

役員選考あたって：毎年、理事・保護者会役員の選考・選任については円満な話し合いやで決まることは少なく、最終的にくじ引きによって決まることが多いのが実情である。このような状況のなか、次年度の役員選考において、保護者全員が、本法人は保護者会で運営であることを再度認識して頂いて、『忙しい中であっても、子供とともに育ち合う』という精神を共有して頂くことが、保護者会の質、引いては子供の保育の質につながると思われる。当法人の成り立ち（歴史）・理念を十分理解した上で、役員を選任・理事の選出手続き・新任者との引継をお願いしたい。

理事の職責について：理事は一人一人が当法人の経営者であり、単独で法人業務の執行が出来る。よって、理事それぞれがちくしっ子ネットワークの代表として業務（今は委員会活動が中心）を今まで以上に積極的に遂行して頂ければ有り難い。しかし、理事は非常勤（現役の親）であり活動にも限界があること、また、組織としての統一性を担保する必要があることから執行部が実質的にとりまとめを行うことにはなる。特に重要部分は常勤である専務理事が担いその職責は重要である。事務局は執行部と理事の業務補佐としての位置づけとしての役割も今回の改革に係る改正で与えているので、理事が業務執行につき何か行動を起こす際は専務理事や事務局に相談をして頂きたいと思う。

①②③を主に議論する上で、理事は各学童の代表としての役割から、自学童に係る利害の対立も発生する場合も確かにあるが、そのような場合は法人全体を見渡し、法人の経営者として高所大局から判断して頂き、また反対意見であっても理事会で決定したことは正確に各学童に報告して頂きたい。その際、不明な点があれば執行部が出向き説明を行うことは問題ないので、気軽に声をかけて頂きたい。先ほども申し上げたが、理事並びに保護者会役員を決める際には難しい面もあると思われるが、くじ引き等ではなく基本理念に基づき助け合いながら取り組む姿勢で選考して頂きたい。

次に（福田専務理事）より、各学童からの理事会諮問事項等については、理事会の円滑な運営のために、理事会開催月の前月末までに書面にて事務局に送付する旨の連絡がなされた。

次に、(田上副理事長)より、関係規程等の取り扱いについて、法人が出来てから、定款、規則、規程、マニュアル等を作ってきたが、それらが重複していたり、意味合いが異なるような表現になっていたりする箇所があるため、定款・細則・規定の整理が必要となった。今後、執行部で整理、見直しを行っていく。改正手続きについては、理事会で協議を行っていくとの説明がなされた。

次に(専務理事)より、休所・退所の締め切り日について、会計実務マニュアルでは、退所月前月の20日までとなっているため、保護者会および指導員は取り扱いを遵守し、対象者に説明する旨の連絡がなされた。

次に指導員の超過勤務命令については保育料から賄う人件費を鑑みて必要最小限とし、保護者会や役員会等への出席対象指導員等を内容により考慮し、サービス残業等、労基法違反となる状況は避けるようにとの連絡がなされた。

次に、(専務理事)より、平成26年2月22日(土)に指導員および法人役員を対象とした懇親会の開催予定の連絡がなされた。

(議長)より、次回理事会は2月15日(土)19時30分から天拝小学童でおこなう旨の確認がなされ、散会した。

20時30分終了